

20121113 消費者委員会メモ

西村隆男（横浜国立大学）

（1）日本における消費者教育の現状

- ・行政主導の消費者教育
- ・主流は被害未然防止教育
- ・契約被害が消費者相談の中心
- ・学校消費者教育は契約、クーリングオフ、クレジット、多重債務
- ・消費者参加（社会参加）についての学習機会が不足
- ・高齢者対応や地域見守りでは悪質商法対策の啓発
- ・中長期的に自立した消費者育成の視点に欠く
- ・消費者教育の学習は家庭科の比重が高いという現状
- ・金融広報中央委員会などの民間団体も一役
- ・体系的プログラム研究会の審議状況（参考資料別紙）

（2）今後の重点的な課題

- ・推進法の早期施行が求められる
- ・推進法の理念の確かな理解と浸透
- ・消費者市民教育に対する理解・認識の向上
- ・そのための中央のリーダーシップの必要性
- ・基本方針策定における、文科省との積極的調整が不可欠
- ・推進会議の早期開催と実質化が鍵
- ・福祉関係者との連携
- ・人材育成（相談員など既存のリソースの活用）
- ・関係組織の知恵やノウハウを結集して消費者市民社会の実現へ
- ・ポータルサイトの本格活用を可能とするシステム構築

消費者教育の定義（推進法 2 条 1 項）

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深める教育を含む）及びこれに準ずる啓発活動

消費者市民社会の定義（推進法 2 条 2 項）

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行為が現在及び将来の世代にわたって内外の社会情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会